

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年6月24日(月曜日)

号外第10号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三五四円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ
〇規則	
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(総務・財政課)	1
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施	

行期日を定める規則(総務・財政課)	1
神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(県土整備・建築指導課)	1
神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(県土整備・建築指導課)	1

## 規 則

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第11号

**収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則**

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(平成30年神奈川県条例第76号)附則ただし書に規定する規則で定める日は、令和元年6月25日とする。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第12号

**神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則**

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(平成30年神奈川県条例第77号)附則ただし書に規定する規則で定める日は、令和元年6月25日とする。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第13号

**神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(平成30年神奈川県条例第82号)の施行期日は、令和元年6月25日とする。

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第14号

**神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

神奈川県建築基準法施行細則(昭和37年神奈川県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項並びに第6条第2項第1号ア及び第2号ア中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

この公報は再生紙を使用しています